

条件変更対応保証制度を利用されるお客さまへ

条件変更対応保証制度におきましては、信用保証協会の保証は以下に掲げる場合を除き保証期間の満了をもって終了することとなりますので、予めご承知おきください。

- | |
|--|
| (1) 保証期間が満了する前に取扱金融機関が信用保証協会に対して保証期間の延長依頼をし、信用保証協会がこれを承諾した場合。 |
| (2) 保証期間が満了する日の前日までに、本制度に基づく貸付債権について期限の利益が当然に喪失した場合。 |
| (3) 保証期間が満了する日の前日までに取扱金融機関が本制度に基づく貸付債権について期限の利益を喪失させようとするときであって、信用保証協会に対し書面により協議の申し入れを行った場合。 |

〔上記各事由のご説明〕

- (1) 条件変更対応保証制度では、通算3年を上限として保証期間の延長を行うことも可能です。この保証期間の延長について信用保証協会が承諾をした場合は、延長後の保証期間の満了をもって信用保証協会の保証が終了することとなります。
- (2) お客さまと金融機関との間の取引約定書には、償還期限前に償還義務が生じることとなる事由（期限の利益喪失事由）が定められています。このうち、事由の発生をもって当然に償還義務が生じることとなるもの（当然喪失事由）が生じた場合は、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済請求を行うこととなります。ただし、金融機関と信用保証協会との間の契約により、信用保証協会が代位弁済することができない場合もあります。
- (3) 期限の利益喪失事由のうち、金融機関の請求により償還義務が生じることとなるもの（請求喪失事由）が生じた場合は、償還義務を生じさせるか否かについて、金融機関は信用保証協会と協議することとなります。金融機関が信用保証協会に対してその協議の申し入れをし、お客さまに償還義務が生じることとなった場合は、(2)と同様に金融機関は信用保証協会に対して代位弁済請求を行うこととなります。信用保証協会が代位弁済することができない場合があることについても同様です。
なお、金融機関が信用保証協会に対してその協議の申し入れをした後、償還義務を生じさせることなく保証期間が満了した場合は、これをもって信用保証協会の保証が終了することにはなりません。この場合、信用保証協会はお客さまの延滞期間に応じて延滞保証料を徴収させていただく場合がありますのでお含みおきください。これは金融機関と信用保証協会との間の契約により、信用保証協会が代位弁済することができないこととなった場合も同様となりますので、ご注意ください。

佐賀県信用保証協会 御中
御中

以上について理解し、この内容について同意いたします。

年 月 日

申込人	(本社または住所)	
	(法人名)	
	(氏名または代表者名)	印
連帯保証人	(住所)	
	(氏名)	印
連帯保証人	(住所)	
	(氏名)	印